

京都府 林業関係制度金融

資金の概要							資金の用途																			
資金名等	貸付対象者	利率 (%)	利子助成 期間 (年)	償還期限 (以内) (年)	据置 期間 (以内) (年)	融資率 (%)	森林・素材			機械・施設					経営・技術		運転資金		借換	災害等	問合せ・ 申込先					
							森林又は立木を取得する	素材・木材製品を購入する	造林・間伐などの森林整備を行う	作業道を整備する	林業機械を購入する	樹苗養成施設を作る	販売施設を作る	林産物の処理・加工・流通・	流通・販売施設を作る	バイオマス利活用施設を作る	施業集約化を行う	新技術・新商品の開発を行う	長期の運転資金が必要	短期の運転資金が必要		公庫資金・民間資金の借換	災害時の復旧等に活用する			
融 資 一 主 な も の	日本政策金融公庫資金	林業基盤整備資金（造林）	林業を営む者、森林組合、農協等	0.16～0.45	—	30～55	20～35	80、90			○	○	○										○	(株) 日本政策 金融公庫		
		林業基盤整備資金（利用間伐推進）	林業を営む個人、法人、森林組合、森林整備法人	0.3	—	20	20	90、100			○	○	○												○	
		森林整備活性化資金	林業を営む者で、林業経営改善計画と森林整備合理化計画の認定者（注1）	無利子	—	30	20	無利子部分の割合が2/7、1/2、3/5			○	○	○													
		農林漁業セーフティネット資金（林業）	林業経営改善計画認定者等	0.16～0.30	10	10、15	3	100												○					○	
		林業経営育成資金（森林取得）	林業を営む個人、法人、森林組合、森林整備法人等	0.16～0.30	10	25、35	25	80、100	○																	
		林業構造改善事業推進資金	林業を営む個人、法人、森林組合、森林整備法人	0.30～1.45	5、10	20	3	80					○	○	○	○										
		農林漁業施設資金（共同利用施設）	森林組合、農協等、協同組合	0.16～0.95	5	20	3	80					○	○	○	○										○
	農林漁業施設資金（主務大臣施設）	林業を営む者、森林組合、農協等	0.16～4.90	5	15	3	80					○	○	○	○									○		
府 制 度 金 融	林業・木材産業改善資金	林業従事者、木材産業を営む者、これらの組織する団体等	無利子	—	10	3	100	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○						各振興局等、 京都府農林水産部 林業振興課		
	木材産業等高度化推進資金	森林所有者、森林組合、素材生産業を営む者、木材製造業を営む者、木材製品利用事業者、市場開設者合理化計画、木安法事業計画等の認定者	0.90～1.60	—	1	—	100	○	○	○							○		○					取扱金融機関、 各振興局等、 京都府農林水産部 林業振興課		
			0.60～1.30	—	5	1	100																			
単費国産材産業振興資金	素材生産業又は木材製造業を営む者又はその組織する団体	1.7	—	1	—	100	○	○																		
債務保証	(独)農林漁業信用基金による債務保証（注2）	農林漁業信用基金に出資する林業者・木材産業者等（注3）	<保証料率> 0.15～1.80		<最大保証期間> 設備資金： 10～15 運転資金： 1～5		一般資金： 80%保証 制度資金等： 80%又は100%保証	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		(独)農林漁業信用基金		
利子助成	林業施設整備等利子助成事業（注4）	林業経営計画又は合理化計画の認定を受けた林業者等、経営管理実施権の設定を受けられるとして公表されている林業者等又は自然災害の被害を受けた林業者等	借入金利を最大2%まで助成	10	—	—	—	○															○	(一社)全国木材協同組合連合会		

※ 本表中の各資金の利率は、令和4年1月20日現在のものです。

(注1) 林業基盤整備資金（造林又は利用間伐推進）を併せて借りる方が対象となります。

(注2) 債務保証の対象は、民間金融機関からの借入れに限られます。

(注3) 具体的な対象業種は、造林・育林業者、素材生産業者、木材・木製品製造業者、森林組合、木材製品利用事業者、木材卸売業者、木材市場開設者等

(注4) 利子助成の対象は、一部を除き、公庫資金の借入れに限られます。